

給付のあらまし(拠出年金)

第②表

こんな年金が	こんなときに	受けられます
老齢年金	保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて25年以上(年命により10年までに短縮=前ページ第①表を参照)ある人が、65才(希望により60才)になったとき。	800円×納めた月数(※25年かけて年額24万円、※40年かけて年額38万400円)。附加保険料を納めたときは、200円×納めた月数を加算。 ●免除の期間は別計算。
通算老齢年金	国民年金の保険料を納めた期間と免除を受けた期間およびほかの年金制度に加入した期間を合わせて25年以上となるとき、65才から支給(希望により60才)。	※800円×納めた月数。 ●免除の期間は別計算。
障害年金	保険料を1年以上納めた人が、病気やケガで体が不自由になったとき。	※最低保障年額24万円。※とくに障害が重いとき年額30万円。
母子年金	保険料を1年以上納めた妻が夫に死なれ、18才未満の子を扶養しているとき。	※子1人のとき年額24万円。2人目から1人につき年額4,800円加算(うち1人は9,600円)。
準母子年金	保険料を1年以上納めた祖母か姉が父や夫らに死なれ、18才未満の孫や弟妹を扶養しているとき。	母子年金と同じ。
遺児年金	保険料を1年以上納めた父や母が死亡したため遺児となったとき(18才になるまで支給)。	※遺児1人のとき年額24万円。2人目から1人につき年額4,800円加算(うち1人は9,600円)。
寡婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき(60才から65才までの間支給)。	※夫が受けたはずであった老齢年金の半額。
死一時金	3年以上保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給。	かけ金をした期間に応じて最低1万7,000円、最高5万2,000円。

1. ※印の金額は昭和49年9月からスライドにより16.1%引上げられます。
 2. 年金の請求期限は権利を得てから5年以内です(ただし死亡一時金は2年以内)。

お歳のくらしと 不慮の災難に備えて

給付の種類

給付の種類には、
年金額改定と
物価スライド

スライドされた年金を受け取る時期は

■国民年金(老齢年金だけ)

支払月	支払月	支払月	支払月
▼(3.4.5月分)	▼(6.7.8月分)	▼(9.10.11月分)	▼(12.1.2月分)
5月	6月	7月	8月
9月	10月	11月	12月
1月	2月	3月	4月

スライド実施

■国民年金(老齢年金をのぞく)

支払月	支払月	支払月	支払月
▼(3.4.5月分)	▼(6.7.8月分)	▼(9.10.11月分)	▼(12.1.2月分)
5月	6月	7月	8月
9月	10月	11月	12月
1月	2月	3月	4月

スライド実施

国民年金のスライド計算

■老齢年金-①(10年年金グループ)

本来分の年金 付加年金 = スライド前の年金

本来分の年金 $\times 116.1\%$ + 付加年金 = スライド後の年金

■老齢年金-②(5年年金)

スライド前の年金 $\xrightarrow{16.1\% \text{の増額}} 96,000\text{円}$ = スライド後の年金 111,456円

■通算老齢年金

スライド前の年金 $800\text{円}(1,200\text{円}) \times 800\text{円}(1,200\text{円}) \times 116.1\% = \text{スライド後の年金}$

*明治44年4月1日以前に生まれた人は800円を1,200円として計算

■障害年金

スライド前の年金 $1,300,000\text{円} \xrightarrow{16.1\% \text{の増額}} 348,300\text{円}$

2級 $240,000\text{円} \xrightarrow{16.1\% \text{の増額}} 278,640\text{円}$

■母子・準母子年金、遺児年金

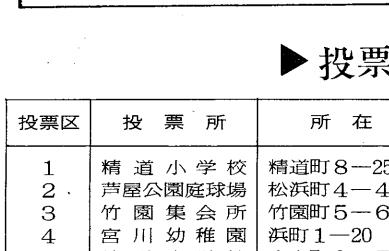
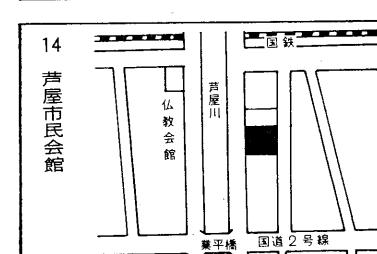
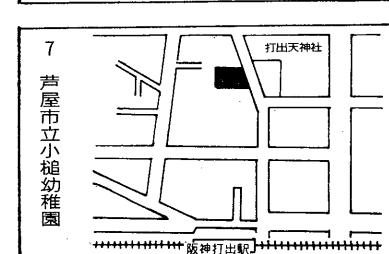
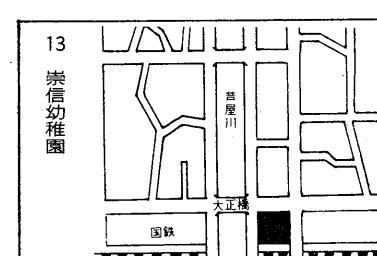
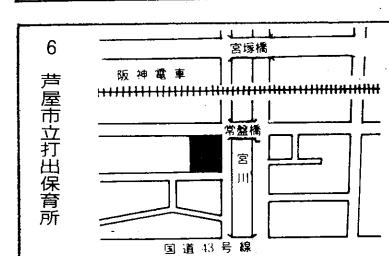
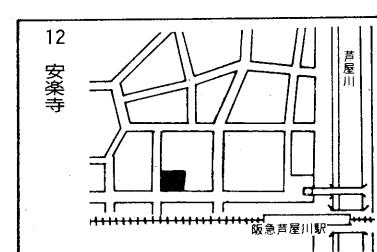
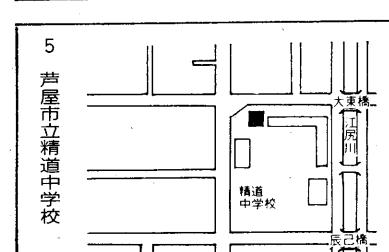
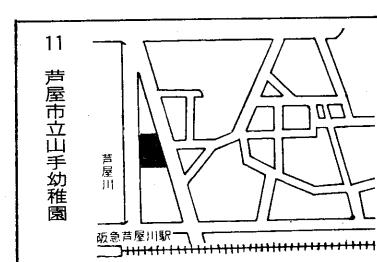
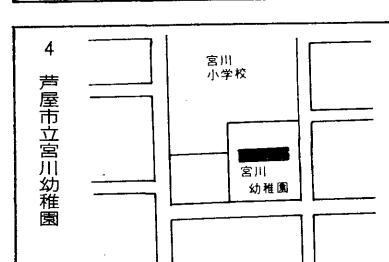
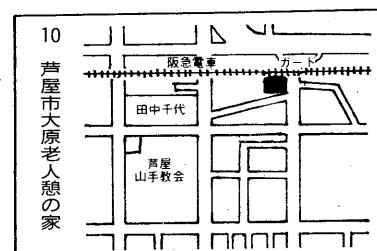
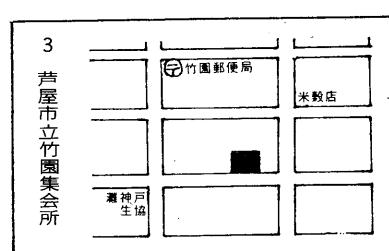
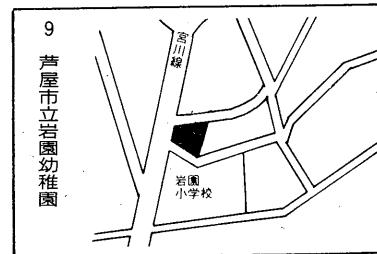
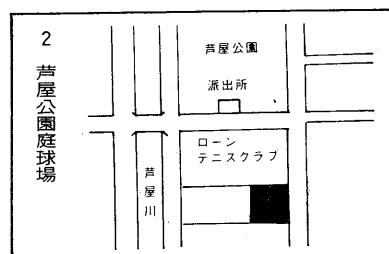
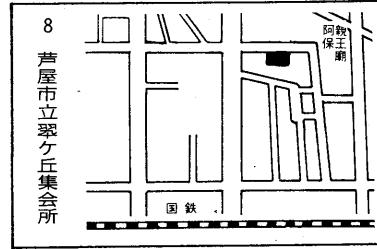
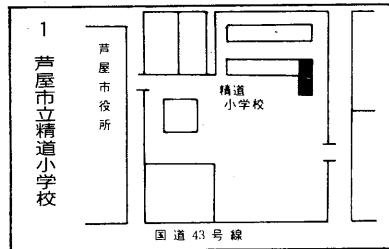
スライド前の年金 $240,000\text{円} \xrightarrow{16.1\% \text{の増額}} 278,640\text{円}$

*本人、配偶者および扶養義務者が場合によっては支給停止になります。

●加入の時期と年金

●加入の年金に受けられる年金

●



投票区	投票所	所在地	区域()内は街区
1	精道小学校	精道町8-25 松浜町4-4	茶屋、公光、大浜、精道
2	芦屋公園庭球場	竹園町5-6	浜芦屋、松浜、平田
3	竹園集会所	浜町1-20	竹園、吳川、伊勢
4	宮川幼稚園	南宮町9-7	浜、西藏
5	精道中学校	打山町4-10	打出、大東(1~11)、南宮(1~11)
6	打出保育所	打出小槌町2-15	上宮川、宮塚、若宮、宮川
7	小槌幼稚園	岩園町24-3	楠、打出春日、打出小槌
8	翠ヶ丘集会所	大原町23-1	翠ヶ丘、親王塚
9	岩園幼稚園	東山、大原	六麓荘、岩園
10	大原老人憩の家	奥山、山手、東芦屋	山芦屋、西山、三条
11	山手幼稚園	松ノ内町1-3	船戸、松ノ内、月若、西芦屋、三条南
12	安樂寺	業平町8-24	業平、前田、清水
13	崇信幼稚園	川西町11-10	川西、津知、平田北
14	市民会館	南宮町15-9	大東(12~18)、南宮(12~18)
15	精道幼稚園	朝日ヶ丘町10-10	朝日ヶ丘
16	打出集会所		
17	朝日ヶ丘小学校		

▶ 投票所一覧表 ◀

11月3日 兵庫県知事選挙

選挙で選ぶ適任者



生まれた人
②芦屋市に住んでいる人
③昭和四十九年七月七日までに住
民票の転入の届出を行ない、引き
続いて住民基本台帳に登録されて
いる人

▼省内で住所を異動された人は
七月八日以降に県内の、他市か
ら本市へ転入された有権者は、市
民課の発行する証明書を持参の
うえ前住所で投票してください。

▼市内転居をした人は
投票の通知書は、十月二十六日
付します。
投票です。
例えば「伊藤一郎」という候
補者の場合に「伊藤博文」と書
いたある投票です。

確認していねいに書くこと
あります。貴重な一票を大切にされ
ます。そして候補者の名前以外は
何も書かないよう心がけてくだ
さい。貴重な一票を大切にされ
ますようお願いします。

▼通知書を紛失した場合でも
投票所で係員に、その旨を申し
てください。

通知書は、投票をスムーズに行
なうためのもので、投票日には、
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
しかし、正当な理由で投票へ行
けない場合は、選挙人の一票が政
治に反映されず公平性を失うおそれ
がでできます。

そこで選挙当日投票主義の例外
として投票日の前にあらかじめ投
票する方法が不在者投票制度です。
投票は、投票日に、投票人が、
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂で開かれます。

十一月三日(日)午後七時三十分
精道小学校講堂ではじめられます。
開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

私たち、代表者を選ぶ場合に、
選挙という方法をとります。
この選挙という方法は、みなさ
んが、代表者としてだれが適任で
あるか、投票によって意思を明ら
かにします。

より多くの人から投票を得た候
補者をもつとも適任な代表者とす
るものです。

選挙するときにもっとも基本的
に大切なことは、みんなが、自
分で考えて、自分の責任において
だれが最適任であるかを決めるよ
うことです。

義理、人情など、うなづかせる私的な
理由によって、自分の意志をまげ
たり、他人のいうことに付和雷同
したりすることは、民主主義の原
則を根底からまげてしまふことで
す。私たちの持つている貴重な一
票を、よく見、よく聞き、よく考
えて私たちの代表を選びましょ。

無効投票は、実は案外多いの
です。だいたい、各選挙を通じ
て一二パーセント、参議院議
員の選挙に至っては、四・五七
パーセント、すなわち三十五人
に一人が無効投票をしているの
です。

白紙のものと、雑事や記号、符
号のみを記入したものの無効票
は説明をばびきます。

以下、具体的な例を紹介し
ましょ。

①候補者でない者の氏名を記入
したもの でよくあるのは、候
補者の父の氏名や、よく似た名
前で他の著名人の名前を書いた
ものがあります。

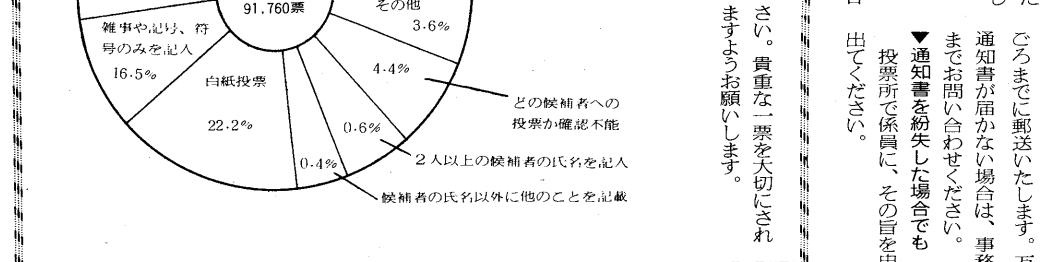
②候補者でない他のこと
を記載したもの が無効です。
「石川五右衛門さんに」の「に」
とか、「○○先生へ」の「へ」
とか、「○○先生へ」の「へ」
も含まれます。

また、「や、()を付した
いのある投票です。

確認していねいに書くこと
あります。貴重な一票を大切にされ
ますようお願いします。

▼通知書を紛失した場合でも
投票所で係員に、その旨を申し
てください。

通知書が届かない場合は、事務局
までお問い合わせください。



投票は、投票日に、投票人が、
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
しかし、正当な理由で投票へ行
けない場合は、選挙人の一票が政
治に反映されず公平性を失うおそれ
がでできます。

そこで選挙当日投票主義の例外
として投票日の前にあらかじめ投
票する方法が不在者投票制度です。
投票は、投票日に、投票人が、
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。
投票所へ行っておこなう選挙當日
投票主義が採用されています。

候補者の人物、政見を知ったうえ
投票を実現してくるのは、どの政
党か、どの候補者かをみきわめて
く吟味し、比較検討して、自分の
意見をもとに、これにあたり、「伊藤
博文」、「伊藤博文」も無効です。
「明智光秀」という候補者があ
る場合に、「織田光秀」とか「明
智信長」などのように、一人の
氏と他の一人の名を組合せた
ものがあります。

だれに投票するかを判断しなけれ
ばなりません。

立会演説会は、努めて参加し、
候補者の人物、政見を知ったうえ
投票を実現してくるのは、どの政
党か、どの候補者かをみきわめて
く吟味し、比較検討して、自分の
意見をもとに、政力もある立派な
人に一票を投じましょう。

十日二十六日(金)午後一時三十
分、精道小学校講堂で開かれます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話
③二二二一)へどうぞ
問い合わせは、市教委管理課(電話③2121)まで。

該当する旨の申請とこれが真実に
相違ないことを宣誓のうえ、不在
者投票用紙と封筒を本市の選管
委員会へ請求してください。

精道小学校講堂ではじめられます。

開票の参考は、本市の有権者で
あれば自由にできます。

市選管委員会事務局(電話<br